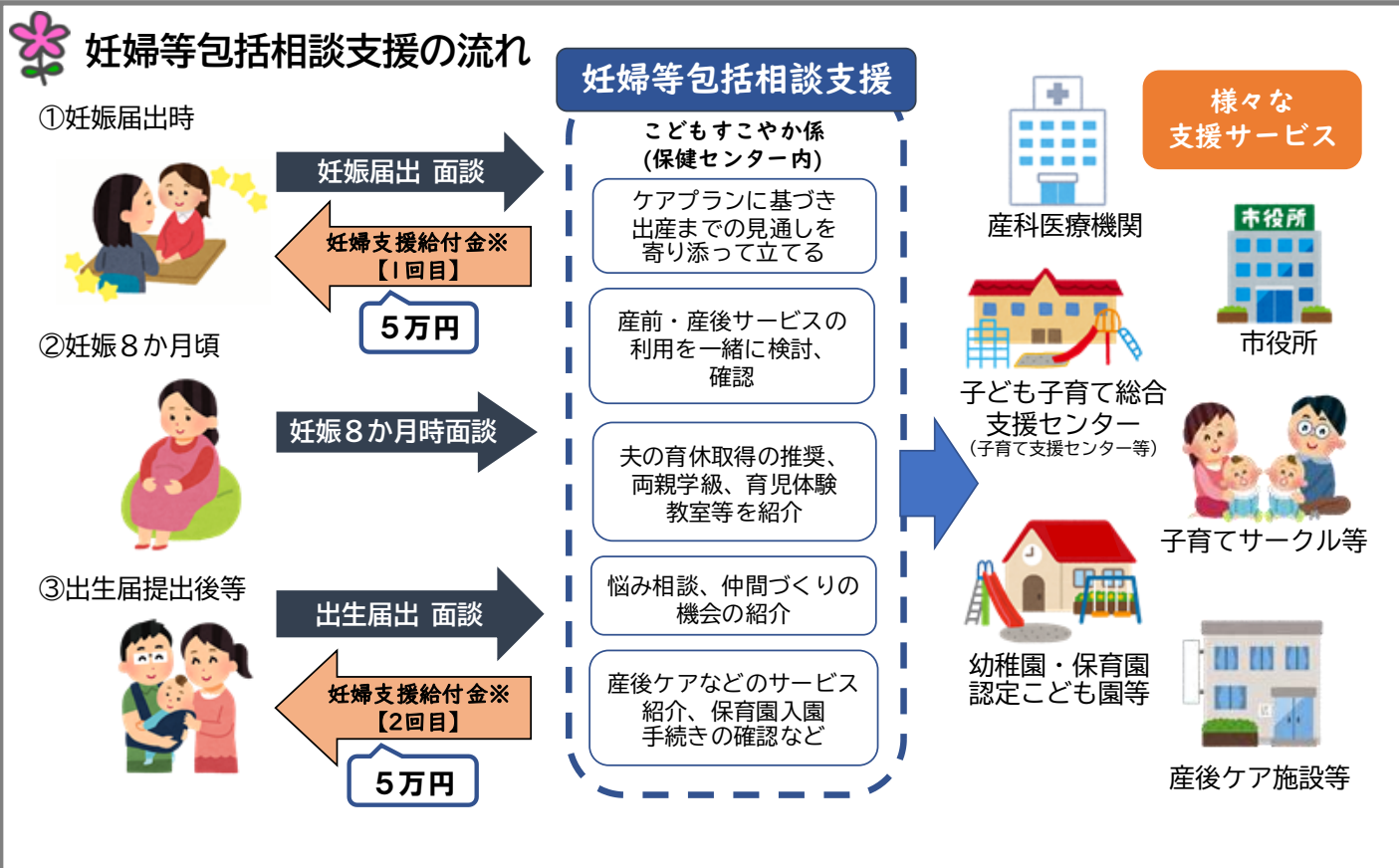


妊婦等包括相談支援及び妊婦支援給付金の 一体的実施事業について

すべての妊産婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行うことを通じて、必要な支援につなぐ妊婦等包括相談事業を行います。また、相談支援と経済的支援（妊婦支援給付金）を一体として実施します。



① 妊娠届出時…妊娠届出時に面談を実施し、「妊婦支援給付金【1回目】」の申請をしていただきます。

当日申請されなかった場合は、妊婦給付認定申請書と口座確認書類（通帳の写し）を返信用封筒で郵送してください。

② 妊娠8か月頃…ご自宅に案内を送付します。電子申請で必ず返信してください。

希望者のみ、保健師や助産師等が面談にて相談に応じます。個別案内をご確認ください。

③ 出生届提出後等…新生児訪問等で、保健師や助産師が相談に応じます。詳しくは、出生届出時に案内します。面談時に、「妊婦支援給付金【2回目】」の申請書類をお渡します。

※流産や死産、人工中絶等をされた方も妊婦支援給付金の対象者となります。詳しくはこども福祉課までご相談ください。

出生届出前に妊婦支援給付金【2回目】の申請を希望される方はこども福祉課こども福祉係までご連絡ください。

不明な点については、下記にお問い合わせください。

◎妊婦等包括相談支援について
こども福祉課こどもすこやか係
(保健センター内)

〒939-0241

射水市中村 38 番地

☎ (0766)52-7080

◎妊婦支援給付金について
こども福祉課こども福祉係
(射水市役所本庁舎一階)

〒939-0294

射水市新開発 410 番地 1

☎ (0766)51-6546